



鳥取県公報

平成14年 8月 9日(金)
号外第119号

毎週火・金曜日発行

目 次

規 則	鳥取県日野郡民行政参画推進会議の委員の公募及び抽選に関する規則(85)(総務課).....	4
	身体障害者福祉法に基づく指定居宅支援事業者及び指定身体障害者更生施設等の指定等に関する規則(86)(障害福祉課).....	9
	知的障害者福祉法に基づく指定居宅支援事業者及び指定知的障害者更生施設等の指定等に関する規則(87)().....	15
	児童福祉法に基づく指定居宅支援事業者の指定等に関する規則(88)().....	21

——— 公布された規則のあらまし ———

鳥取県日野郡民行政参画推進会議の委員の公募及び抽選に関する規則

1 趣旨(第1条関係)

この規則は、鳥取県日野郡民行政参画推進会議条例(以下「条例」という。)の規定に基づき、鳥取県日野郡民行政参画推進会議の委員の公募及び抽選に関し必要な事項を定めることとした。

2 公募の方法(第2条関係)

(1) 知事は、条例の規定による公募(以下「公募」という。)をしようとするときは、その旨及び公募の期間(以下「公募期間」という。)を公募期間の開始の日の5日前までに告示することとした。

(2) 公募期間は、8日間とすることとした。

3 応募の方法(第3条関係)

(1) 条例の規定による応募(以下「応募」という。)は、応募をする者又はその代理人が、次に掲げる書類を鳥取県日野総合事務所長(以下「所長」という。)に持参して行うこととした。

ア 応募届出書

イ 推薦者名簿

ウ 宣誓書

(2) 応募をする者が(1)により書類を持参する際には、健康保険の被保険者証その他応募届出書に記載した事項を確認できる書類(応募をする者が条例に定める外国人である場合にあっては、外国人登録法の外国人登録証明書とする。以下「届出事項証明書類」という。)を所長に提示しなければならないこととした。

(3) 応募をする者の代理人が(1)により書類を持参する際には、届出事項証明書類の写しを所長に提出しなければならないこととした。

(4) (1)のアからウまでに掲げる書類の用紙は、別に定めるところにより、所長が応募をしようとする者に配布することとした。

4 推薦の方法(第4条関係)

条例の推薦は、3の(4)により応募をしようとする者に配布された推薦者名簿に必要事項を自署することにより行うこととした。

5 選出(第5条関係)

条例の規定による選出は、公募期間の終了の日から7日以内に行うこととした。

6 選出予定人数の決定方法（第6条関係）

公募の開始の日において年齢満40年未満の応募者から、男性及び女性それぞれ3人を抽選する方法により選出された者以外の応募者のうち、日野町の住民基本台帳に記録され、若しくは外国人登録法の外国人登録原票に記載された居住地（以下「居住地」という。）が日野町である者（以下「日野町応募者」という。）又は江府町の住民基本台帳に記録され、若しくは居住地が江府町である者（以下「江府町応募者」という。）から選出する人数（以下「選出予定人数」という。）は、次の(1)又は(2)に掲げる場合の区分に応じ、それぞれに定めるところにより決定することとした。

(1) (2)に掲げる場合以外の場合 日野町応募者又は江府町応募者の男性又は女性のうち、人数の多い方の選出予定人数を3人とし、もう一方の選出予定人数を2人とすること。

(2) 日野町応募者又は江府町応募者の男性及び女性の人数が同数である場合 所長が、くじにより決定すること。

7 施行期日等

(1) この規則は、公布の日から施行することとした。

(2) 鳥取県事務処理権限規則について所要の改正を行うこととした。

身体障害者福祉法に基づく指定居宅支援事業者及び指定身体障害者更生施設等の指定等に関する規則

1 趣旨（第1条関係）

この規則は、身体障害者福祉法（以下「法」という。）及び身体障害者福祉法施行規則（以下「省令」という。）の規定に基づき、法に規定する指定居宅支援事業者（以下「指定居宅支援事業者」という。）及び法に規定する指定身体障害者更生施設等（以下「指定身体障害者更生施設等」という。）の指定等に関し必要な事項を定めるものとする事とした。

2 指定申請書等（第2条～第4条関係）

次に掲げる申請書等の様式を定めることとした。

(1) 指定居宅支援事業者（指定身体障害者更生施設等）指定申請書

(2) 指定居宅支援事業者（指定身体障害者更生施設等）指定事項等変更届出書

(3) 指定居宅支援事業廃止（休止・再開）届出書

(4) 指定身体障害者更生施設等指定辞退届出書

3 公示（第5条関係）

指定居宅支援事業者又は指定身体障害者更生施設等の指定等に係る公示は、事業所の名称等を鳥取県公報に登載して行うものとする事とした。

4 書類の経由（第6条関係）

法、省令又はこの規則の規定により知事に提出する申請書その他の書類は、所轄健康福祉センターの長又は日野総合事務所福祉保健局長を経由して提出しなければならないこととした。

5 施行期日等

(1) この規則は、平成15年4月1日から施行することとした。ただし、(2)は、公布の日から施行することとした。

(2) この規則の規定は、社会福祉の増進のための社会福祉事業法等の一部を改正する等の法律の規定によりこの規則の施行の日前に行う指定居宅支援事業者及び指定身体障害者更生施設等の指定等についても適用することとした。

知的障害者福祉法に基づく指定居宅支援事業者及び指定知的障害者更生施設等の指定等に関する規則

1 趣旨（第1条関係）

この規則は、知的障害者福祉法（以下「法」という。）及び知的障害者福祉法施行規則（以下「省令」

という。)の規定に基づき、法に規定する指定居宅支援事業者(以下「指定居宅支援事業者」という。)及び法に規定する指定知的障害者更生施設等(以下「指定知的障害者更生施設等」という。)の指定等に関し必要な事項を定めるものとする事とした。

2 指定申請書等(第2条~第4条関係)

次に掲げる申請書等の様式を定める事とした。

- (1) 指定居宅支援事業者(指定知的障害者更生施設等)指定申請書
- (2) 指定居宅支援事業者(指定知的障害者更生施設等)指定事項等変更届出書
- (3) 指定居宅支援事業廃止(休止・再開)届出書
- (4) 指定知的障害者更生施設等指定辞退届出書

3 公示(第5条関係)

指定居宅支援事業者又は指定知的障害者更生施設等の指定等に係る公示は、事業所の名称等を鳥取県公報に登載して行うものとする事とした。

4 書類の経由(第6条関係)

法、省令又はこの規則の規定により知事に提出する申請書その他の書類は、所轄健康福祉センターの長又は日野総合事務所福祉保健局長を経由して提出しなければならない事とした。

5 施行期日等

- (1) この規則は、平成15年4月1日から施行する事とした。ただし、(2)は、公布の日から施行する事とした。
- (2) この規則の規定は、社会福祉の増進のための社会福祉事業法等の一部を改正する等の法律の規定によりこの規則の施行の前日に行う指定居宅支援事業者及び指定知的障害者更生施設等の指定等についても適用する事とした。

児童福祉法に基づく指定居宅支援事業者の指定等に関する規則

1 趣旨(第1条関係)

この規則は、児童福祉法(以下「法」という。)及び児童福祉法施行規則(以下「省令」という。)の規定に基づき、法に規定する指定居宅支援事業者(以下「指定居宅支援事業者」という。)の指定等に関し必要な事項を定めるものとする事とした。

2 指定申請書等(第2条~第3条関係)

次に掲げる申請書等の様式を定める事とした。

- (1) 指定居宅支援事業者指定申請書
- (2) 指定居宅支援事業者指定事項等変更届出書
- (3) 指定居宅支援事業廃止(休止・再開)届出書

3 公示(第4条関係)

指定居宅支援事業者の指定等に係る公示は、事業所の名称等を鳥取県公報に登載して行うものとする事とした。

4 書類の経由(第5条関係)

法、省令又はこの規則の規定により知事に提出する申請書その他の書類は、所轄児童相談所の長を経由して提出しなければならない事とした。

5 施行期日等

- (1) この規則は、平成15年4月1日から施行する事とした。ただし、(2)は、公布の日から施行する事とした。
- (2) この規則の規定は、社会福祉の増進のための社会福祉事業法等の一部を改正する等の法律の規定によりこの規則の施行の前日に行う指定居宅支援事業者の指定等についても適用する事とした。

規 則

鳥取県日野郡民行政参画推進会議の委員の公募及び抽選に関する規則をここに公布する。

平成14年 8月 9日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県規則第85号

鳥取県日野郡民行政参画推進会議の委員の公募及び抽選に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、鳥取県日野郡民行政参画推進会議条例(平成14年鳥取県条例第54号。以下「条例」という。)

第4条第2項の規定に基づき、鳥取県日野郡民行政参画推進会議の委員の公募及び抽選に関し必要な事項を定めるものとする。

(公募の方法)

第2条 知事は、条例第4条第1項の規定による公募(以下「公募」という。)をしようとするときは、その旨及び公募の期間(以下「公募期間」という。)を公募期間の開始の日の5日前までに告示するものとする。

2 公募期間は、8日間とする。

(応募の方法)

第3条 条例第4条第1項の規定による応募(以下「応募」という。)は、応募をする者又はその代理人が、次に掲げる書類を鳥取県日野総合事務所長(以下「所長」という。)に持参して行うものとする。

(1) 応募届出書(様式第1号)

(2) 推薦者名簿(様式第2号)

(3) 宣誓書(様式第3号)

2 応募をする者が前項の規定により書類を持参する際には、健康保険の被保険者証その他応募届出書に記載した事項を確認できる書類(応募をする者が条例第6条第2号に掲げる者である場合にあっては、外国人登録法(昭和27年法律第125号)第5条第1項の外国人登録証明書とする。以下「届出事項証明書類」という。)を所長に提示しなければならない。

3 応募をする者の代理人が第1項の規定により書類を持参する際には、届出事項証明書類の写しを所長に提出しなければならない。

4 第1項各号に掲げる書類の用紙は、別に定めるところにより、所長が応募をしようとする者に配布するものとする。

(推薦の方法)

第4条 条例第4条第1項の推薦は、前条第4項の規定により応募をしようとする者に配布された推薦者名簿に必要な事項を自署することにより行うものとする。

(選出)

第5条 条例第4条第1項の規定による選出は、公募期間の終了の日から7日以内に行うものとする。

(選出予定人数の決定方法)

第6条 条例第4条第1項第2号本文の規定により、同項第1号の規定により選出された者以外の同項に規定する応募者のうち、日野町の住民基本台帳に記録され、若しくは外国人登録法第4条第1項の外国人登録原票に記載された居住地(以下「居住地」という。)が日野町である者(以下「日野町応募者」という。)又は江府町

の住民基本台帳に記録され、若しくは居住地が江府町である者（以下「江府町応募者」という。）から選出する人数（以下「選出予定人数」という。）は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるところにより決定する。

- (1) 次号に掲げる場合以外の場合 日野町応募者又は江府町応募者の男性又は女性のうち、人数の多い方の選出予定人数を3人とし、もう一方の選出予定人数を2人とする。
- (2) 日野町応募者又は江府町応募者の男性及び女性の人数が同数である場合 所長が、くじにより決定する。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(鳥取県事務処理権限規則の一部改正)

2 鳥取県事務処理権限規則（平成8年鳥取県規則第32号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改 正 後										改 正 前											
別表第2（第3条、第4条、第5条、第6条、第10条関係） 個別事項に係る事務処理権限										別表第2（第3条、第4条、第5条、第6条、第10条関係） 個別事項に係る事務処理権限											
所 属 名	事 項		事務処理権限の区分							地方機関 の長又は 総務所 の局長 の 名 称	所 属 名	事 項		事務処理権限の区分							地方機関 の長又は 総務所 の局長 の 名 称
	種 類	内 容	知事	専 決 権 者		委 任 決 裁 権 者			知事			種 類	内 容	知事	専 決 権 者		委 任 決 裁 権 者				
				部長	課長	地方機関 の長又は 総合事務 所の局長	部長	課長							地方機関 の長又は 総合事務 所の局長	部長	課長	地方機関 の長又は 総合事務 所の局長			
総務課	一七 略									総務課	一七 略										
八	鳥取県日野郡民行政参画推進会議条例（平成14年鳥取県条例第54号）に基づく知事の権限に属する事務	1 同条例第4条第1項各号の規定による抽選による選出								日野総合事務所長											
		2 同条例第9条第1項及び第2項の規定による会議の招集								日野総合事務所長											
略										略											

様式第1号(第3条関係)

応募届出書

職 氏 名 様

鳥取県日野郡民行政参画推進会議の委員に応募するので、鳥取県日野郡民行政参画推進会議の委員の公募及び抽選に関する規則第3条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

年 月 日

住所

届出者

氏名

ふりがな 氏 名	
生 年 月 日	年 月 日
住 所	
性 別	
在 留 資 格	
上陸許可の年月日	年 月 日
在 留 期 限	

注1 応募者が日本国民の場合は、「在留資格」欄、「上陸許可の年月日」欄及び「在留期限」欄は、記入する必要はない。

2 応募者が永住者の在留資格をもって在留する者又は特別永住者である場合は、「上陸許可の年月日」欄及び「在留期限」欄は、記入する必要はない。

添付書類

- 1 推薦者名簿
- 2 宣誓書

様式第2号(第3条関係)

推 薦 者 名 簿

住所

氏名

	署 名 月 日	氏 名	生 年 月 日	住 所
1	月 日		年 月 日	
2	月 日		年 月 日	
3	月 日		年 月 日	
4	月 日		年 月 日	
5	月 日		年 月 日	
6	月 日		年 月 日	
7	月 日		年 月 日	
8	月 日		年 月 日	
9	月 日		年 月 日	
10	月 日		年 月 日	
11	月 日		年 月 日	
12	月 日		年 月 日	
13	月 日		年 月 日	
14	月 日		年 月 日	
15	月 日		年 月 日	

注 すべて自署により記入してください。

様式第3号(第3条関係)

宣 誓 書

私は、下記の者に該当しないことを、ここに誓います。

住所
氏名

記

- 1 就任について公選又は議会の選挙、議決若しくは同意によることを必要とする職に属する地方公務員
- 2 常勤の地方公務員及び国家公務員(臨時的に任用される職員を除く。)
- 3 公職の候補者又は公職にある者

注 氏名は、自署してください。

身体障害者福祉法に基づく指定居宅支援事業者及び指定身体障害者更生施設等の指定等に関する規則をここに公布する。

平成14年 8月 9日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県規則第86号

身体障害者福祉法に基づく指定居宅支援事業者及び指定身体障害者更生施設等の指定等に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号。以下「法」という。)及び身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号。以下「省令」という。)の規定に基づき、法第17条の4第1項に規定する指定居宅支援事業者及び法第17条の10第1項に規定する指定身体障害者更生施設等(以下「指定身体障害者更生施設等」という。)の指定等に関し必要な事項を定めるものとする。

(指定の申請)

第2条 法第17条の17第1項又は第17条の24第1項の規定による申請は、様式第1号による申請書を提出してしなければならない。

(変更等の届出)

第3条 法第17条の20又は第17条の27の規定による届出は、事業所の名称及び所在地その他省令第11条の4第1項及び第11条の6に規定する事項の変更に係るものにあつては様式第2号による届出書を、事業の廃止、休止又は再開に係るものにあつては様式第3号による届出書を提出してしなければならない。

(指定の辞退の届出)

第4条 指定身体障害者更生施設等の設置者は、法第17条の29の規定による指定の辞退をしようとするときは、様式第4号による届出書を知事に提出しなければならない。

(公示)

第5条 法第17条の23又は第17条の31の規定による公示は、次に掲げる事項を鳥取県公報に登載して行うものとする。

(1) 法第17条の17第1項又は第17条の24第1項の規定による指定(以下「指定」という。)に係る事業所又は施設の名称及び所在地

(2) 指定、指定の辞退若しくは取消し、事業所の名称若しくは所在地の変更又は事業の廃止の年月日

(3) 指定に係る事業又は施設の種類

(書類の経由)

第6条 法、省令又はこの規則の規定により知事に提出する申請書その他の書類は、所轄健康福祉センターの長又は日野総合事務所福祉保健局長を経由して提出しなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成15年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(適用)

2 この規則の規定は、社会福祉の増進のための社会福祉事業法等の一部を改正する等の法律(平成12年法律第111号)附則第27条の規定によりこの規則の施行の前に行う同条第1号に掲げる行為についても適用する。

様式第1号(第2条関係)

受 付 番 号	
---------	--

指 定 居 宅 支 援 事 業 者
指 定 身 体 障 害 者 更 生 施 設 等
指 定 申 請 書

職 氏 名 様

身体障害者福祉法第17条の17第1項(第17条の24第1項)の規定により、指定居宅支援事業者(指定身体障害者更生施設等)の指定を受けたいので、関係書類を添えて、次のとおり申請します。

年 月 日

所在地
申請者 名 称
代表者の氏名 ㊟

事業所(施設)所在地市町村番号	
-----------------	--

申 請 者 (設 置 者)	フリガナ			
	名 称			
	主たる事務所の所在地	郵便番号		
	連絡先	電話番号		ファクシミリ番号
	法人の種類別			
	代表者の職氏名	職 名		フリガナ 氏 名
	代表者の住所	郵便番号		
事 業 所 又 は 施 設	フリガナ			
	名 称			
	所在地	郵便番号		
	連絡先	電話番号		ファクシミリ番号
指 定 を 受 け よ う と す る 事 業 等	区 分		実施事業等	事業等開始予定年月日
	指定居宅支援事業者	居宅介護事業		
		デイサービス事業		
		短期入所事業		
	指定身体障害者更生施設等	身体障害者更生施設		
		身体障害者療護施設		
特定身体障害者授産施設				

- 注1 印の欄には、記入しないこと。
 2 「法人の種類別」欄には、「社会福祉法人」、「医療法人」、「社団法人」、「財団法人」、「株式会社」、「有限会社」等の別を記入すること。
 3 「実施事業等」欄には、今回指定を受けようとする事業等について、該当する欄に「 」を記入すること。
 4 「事業等開始予定年月日」欄には、該当する欄に事業等の開始予定年月日を記入すること。
 5 今回指定を受けようとする事業等以外で、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、児童福祉法又は介護保険法に基づき指定を受けている事業等がある場合には、別紙に事業等の種類、指定に係る法律の名称、指定年月日及び事業者番号を記入すること。

様式第2号(第3条関係)

指 定 居 宅 支 援 事 業 者
指 定 身 体 障 害 者 更 生 施 設 等

指定事項等変更届出書

職 氏 名 様

指定事項等を変更したので、身体障害者福祉法第17条の20(第17条の27)の規定により、次のとおり届け出ます。

年 月 日

所在地
届出者 名 称
代表者の氏名 ㊟

	事 業 者 番 号	
事 業 所 (施 設)	名 称	
	所 在 地	
事 業 等 の 種 類		
変 更 事 項	変 更 の 内 容	
1 事業所(施設)の名称 2 事業所(施設)の所在地(設置の場所) 3 申請者(設置者)の名称 4 申請者(設置者)の主たる事務所の所在地 5 申請者(設置者)の代表者の氏名及び住所 6 申請者(設置者)の定款、寄附行為等又は 条例等(当該指定に係る事業に関するものに 限る。) 7 事業所(施設)の構造概要及び平面図並び に設備の概要 8 事業所(施設)の管理者の氏名及び住所 9 事業所のサービス提供責任者の氏名及び住 所 10 運営規程 11 居宅生活支援費(施設訓練等支援費)の請 求に関する事項 12 事業所の種別(併設型・空床型の別) 13 併設型における利用者の推定数又は空床型 における当該施設の入所者の定員 14 協力医療機関の名称及び診療科名並びに当 該協力医療機関との契約内容 15 事業の開始予定年月日 16 併設する施設がある場合の当該併設施設の 概要	(変更前)	(変更後)
変 更 年 月 日	年 月 日	

注1 「変更事項」欄は、該当する項目の番号を で囲むこと。

2 変更の内容を明らかにする書類を添付すること。

様式第3号(第3条関係)

指定居宅支援事業廃止(休止・再開)届出書

職 氏 名 様

事業を廃止(休止・再開)したので、身体障害者福祉法第17条の20の規定により、次のとおり届け出ます。

年 月 日

所在地

届出者 名 称

代表者の氏名

㊞

		事 業 者 番 号																		
事 業 所	名 称																			
	所 在 地																			
事 業 の 種 類																				
廃止(休止・再開)した年月日		年 月 日																		
廃止(休止)した理由																				
現に指定居宅支援を受けていた者に対する措置(廃止・休止した場合のみ)																				
休止予定期間(休止の場合のみ)		年 月 日から 年 月 日まで																		

注 事業の再開に係る届出をする場合には、当該事業に係る従業員の勤務の体制及び勤務形態を記載した書類を添付すること。

知的障害者福祉法に基づく指定居宅支援事業者及び指定知的障害者更生施設等の指定等に関する規則をここに公布する。

平成14年 8月 9日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県規則第87号

知的障害者福祉法に基づく指定居宅支援事業者及び指定知的障害者更生施設等の指定等に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号。以下「法」という。)及び知的障害者福祉法施行規則(昭和35年厚生省令第16号。以下「省令」という。)の規定に基づき、法第15条の5第1項に規定する指定居宅支援事業者及び法第15条の11第1項に規定する指定知的障害者更生施設等(以下「指定知的障害者更生施設等」という。)の指定等に関し必要な事項を定めるものとする。

(指定の申請)

第2条 法第15条の17第1項又は第15条の24第1項の規定による申請は、様式第1号による申請書を提出してしなければならない。

(変更等の届出)

第3条 法第15条の20又は第15条の27の規定による届出は、事業所の名称及び所在地その他省令第36条第1項及び第38条に規定する事項の変更に係るものにあつては様式第2号による届出書を、事業の廃止、休止又は再開に係るものにあつては様式第3号による届出書を提出してしなければならない。

(指定の辞退の届出)

第4条 指定知的障害者更生施設等の設置者は、法第15条の29の規定による指定の辞退をしようとするときは、様式第4号による届出書を知事に提出しなければならない。

(公示)

第5条 法第15条の23又は第15条の31の規定による公示は、次に掲げる事項を鳥取県公報に登載して行うものとする。

(1) 法第15条の17第1項又は第15条の24第1項の規定による指定(以下「指定」という。)に係る事業所又は施設の名称及び所在地

(2) 指定、指定の辞退若しくは取消し、事業所の名称若しくは所在地の変更又は事業の廃止の年月日

(3) 指定に係る事業又は施設の種類

(書類の経由)

第6条 法、省令又はこの規則の規定により知事に提出する申請書その他の書類は、所轄健康福祉センターの長又は日野総合事務所福祉保健局長を経由して提出しなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成15年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(適用)

2 この規則の規定は、社会福祉の増進のための社会福祉事業法等の一部を改正する等の法律(平成12年法律第111号)附則第27条の規定によりこの規則の施行の日前に行う同条第2号に掲げる行為についても適用する。

様式第1号(第2条関係)

受 付 番 号	
---------	--

指 定 居 宅 支 援 事 業 者
指 定 知 的 障 害 者 更 生 施 設 等
指 定 申 請 書

職 氏 名 様

知的障害者福祉法第15条の17第1項(第15条の24第1項)の規定により、指定居宅支援事業者(指定知的障害者更生施設等)の指定を受けたいので、関係書類を添えて、次のとおり申請します。

年 月 日

所在地
申請者 名 称
代表者の氏名 ㊟

事業所(施設)所在地市町村番号	
-----------------	--

申 請 者 (設 置 者)	フリガナ				
	名 称				
	主たる事務所の所在地	郵便番号			
	連絡先	電話番号		ファクシミリ番号	
	法人の種類別				
	代表者の職氏名	職 名		フリガナ 氏 名	
	代表者の住所	郵便番号			
事 業 所 又 は 施 設	フリガナ				
	名 称				
	所在地	郵便番号			
	連絡先	電話番号		ファクシミリ番号	
指 定 を 受 け よ う と す る 事 業 等	区 分		実施事業等	事業等開始予定年月日	
	指定居宅支援事業者	居宅介護事業			
		デイサービス事業			
		短期入所事業			
		地域生活援助事業			
	指定知的障害者更生施設等	知的障害者更生施設			
		特定知的障害者授産施設			
知的障害者通勤寮					

- 注 1 印の欄には、記入しないこと。
 2 「法人の種類別」欄には、「社会福祉法人」、「医療法人」、「社団法人」、「財団法人」、「株式会社」、「有限会社」等の別を記入すること。
 3 「実施事業等」欄には、今回指定を受けようとする事業等について、該当する欄に「 」を記入すること。
 4 「事業等開始予定年月日」欄には、該当する欄に事業等の開始予定年月日を記入すること。
 5 今回指定を受けようとする事業等以外で、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、児童福祉法又は介護保険

様式第2号(第3条関係)

指 定 居 宅 支 援 事 業 者
指 定 知 的 障 害 者 更 生 施 設 等

指定事項等変更届出書

職 氏 名 様

指定事項等を変更したので、知的障害者福祉法第15条の20(第15条の27)の規定により、次のとおり届け出ます。

年 月 日

所在地
届出者 名 称
代表者の氏名 ㊟

	事 業 者 番 号										
事 業 所 (施 設)	名 称										
	所 在 地										
事 業 等 の 種 類											
変 更 事 項	変 更 の 内 容										
1 事業所(施設)の名称 2 事業所(施設)の所在地(設置の場所) 3 申請者(設置者)の名称 4 申請者(設置者)の主たる事務所の所在地 5 申請者(設置者)の代表者の氏名及び住所 6 申請者(設置者)の定款、寄附行為等又は 条例等(当該指定に係る事業に関するものに 限る。) 7 事業所(施設)の構造概要及び平面図並び に設備の概要 8 事業所(施設)の管理者の氏名及び住所 9 事業所のサービス提供責任者の氏名及び住 所 10 運営規程 11 居宅生活支援費(施設訓練等支援費)の請 求に関する事項 12 事業所の種別(併設型・空床型の別) 13 併設型における利用者の推定数又は空床型 における当該施設の入所者の定員 14 協力医療機関の名称及び診療科名並びに当 該協力医療機関との契約内容 15 知的障害者援護施設等との連携体制及び支 援の体制の概要 16 事業の開始予定年月日 17 併設する施設がある場合の当該併設施設の 概要	(変更前)	(変更後)									
	変 更 年 月 日	年 月 日									

注1 「変更事項」欄は、該当する項目の番号を で囲むこと。

2 変更の内容を明らかにする書類を添付すること。

様式第3号(第3条関係)

指定居宅支援事業廃止(休止・再開)届出書

職 氏 名 様

事業を廃止(休止・再開)したので、知的障害者福祉法第15条の20の規定により、次のとおり届け出ます。

年 月 日

所在地

届出者 名称

代表者の氏名

㊞

		事業番号																		
事業所	名称																			
	所在地																			
事業の種類																				
廃止(休止・再開)した年月日		年 月 日																		
廃止(休止)した理由																				
現に指定居宅支援を受けていた者に対する措置(廃止・休止した場合のみ)																				
休止予定期間(休止の場合のみ)		年 月 日から 年 月 日まで																		

注 事業の再開に係る届出をする場合には、当該事業に係る従業員の勤務の体制及び勤務形態を記載した書類を添付すること。

児童福祉法に基づく指定居宅支援事業者の指定等に関する規則をここに公布する。

平成14年 8月 9日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県規則第88号

児童福祉法に基づく指定居宅支援事業者の指定等に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下「法」という。)及び児童福祉法施行規則(昭和23年厚生省令第11号。以下「省令」という。)の規定に基づき、法第21条の10第1項に規定する指定居宅支援事業者の指定等に関し必要な事項を定めるものとする。

(指定の申請)

第2条 法第21条の17第1項の規定による申請は、様式第1号による申請書を提出してしなければならない。

(変更等の届出)

第3条 法第21条の20の規定による届出は、事業所の名称及び所在地その他省令第21条の17第1項に規定する事項の変更に係るものにあつては様式第2号による届出書を、事業の廃止、休止又は再開に係るものにあつては様式第3号による届出書を提出してしなければならない。

(公示)

第4条 法第21条の23の規定による公示は、次に掲げる事項を鳥取県公報に登載して行うものとする。

- (1) 法第21条の17第1項の規定による指定(以下「指定」という。)に係る事業所の名称及び所在地
- (2) 指定、指定の取消し、事業所の名称若しくは所在地の変更又は事業の廃止の年月日
- (3) 指定に係る事業の種類

(書類の経由)

第5条 法、省令又はこの規則の規定により知事に提出する申請書その他の書類は、所轄児童相談所の長を経由して提出しなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成15年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(適用)

2 この規則の規定は、社会福祉の増進のための社会福祉事業法等の一部を改正する等の法律(平成12年法律第111号)附則第27条の規定によりこの規則の施行の前日に行う同条第3号に掲げる行為についても適用する。

様式第1号(第2条関係)

受 付 番 号	
---------	--

指定居宅支援事業者指定申請書

職 氏 名 様

児童福祉法第21条の17第1項の規定により、指定居宅支援事業者の指定を受けたいので、関係書類を添えて、次のとおり申請します。

年 月 日

所在地

申請者 名 称

代表者の氏名



事業所所在地市町村番号	
-------------	--

申 請 者	フリガナ			
	名 称			
	主たる事務所の所在地	郵便番号		
	連絡先	電話番号		ファクシミリ番号
	法人の種類別			
	代表者の職氏名	職 名		フリガナ 氏 名
	代表者の住所	郵便番号		
事 業 所	フリガナ			
	名 称			
	所在地	郵便番号		
	連絡先	電話番号		ファクシミリ番号
指 定 を 受 け よ う と す る 事 業 の 種 類	区 分		実施事業	事業開始予定年月日
	指定居宅支援事業者	居宅介護事業		
		デイサービス事業		
		短期入所事業		

- 注1 印の欄には、記入しないこと。
 2 「法人の種類別」欄には、「社会福祉法人」、「医療法人」、「社団法人」、「財団法人」、「株式会社」、「有限会社」等の別を記入すること。
 3 「実施事業」欄には、今回指定を受けようとする事業について、該当する欄に「 」を記入すること。
 4 「事業開始予定年月日」欄には、該当する欄に事業の開始予定年月日を記入すること。
 5 今回指定を受けようとする事業以外で、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、児童福祉法又は介護保険法に基づき指定を受けている事業等がある場合には、別紙に事業等の種類、指定に係る法律の名称、指定年月日及び事業者番号を記入すること。
 6 指定を受けようとする事業の種類に応じ、児童福祉法施行規則で定める書類その他知事が別に定める書類を添付すること。

様式第2号(第3条関係)

指定居宅支援事業者指定事項等変更届出書

職 氏 名 様

指定事項等を変更したので、児童福祉法第21条の20の規定により、次のとおり届け出ます。

年 月 日

所在地

届出者 名称

代表者の氏名

㊞

		事 業 者 番 号										
事 業 所	名 称											
	所 在 地											
事 業 の 種 類												
変 更 事 項		変 更 の 内 容										
1 事業所の名称		(変更前)					(変更後)					
2 事業所の所在地												
3 申請者の名称												
4 申請者の主たる事務所の所在地												
5 申請者の代表者の氏名及び住所												
6 申請者の定款、寄附行為等又は条例等(当該指定に係る事業に関するものに限る。)												
7 事業所の構造概要及び平面図並びに設備の概要												
8 事業所の管理者の氏名及び住所												
9 事業所のサービス提供責任者の氏名及び住所												
10 運営規程												
11 居宅生活支援費の請求に関する事項												
12 事業所の種別(併設型・空床型の別)												
13 併設型における利用者の推定数又は空床型における当該施設の入所者の定員												
14 協力医療機関の名称及び診療科名並びに当該協力医療機関との契約内容												
変 更 年 月 日		年					月 日					

注1 「変更事項」欄は、該当する項目の番号を で囲むこと。

2 変更の内容を明らかにする書類を添付すること。

様式第3号(第3条関係)

指定居宅支援事業廃止(休止・再開)届出書

職 氏 名 様

事業を廃止(休止・再開)したので、児童福祉法第21条の20の規定により、次のとおり届け出ます。

年 月 日

所在地

届出者 名 称

代表者の氏名

㊞

		事 業 者 番 号																		
事 業 所	名 称																			
	所 在 地																			
事 業 の 種 類																				
廃止(休止・再開)した年月日		年 月 日																		
廃止(休止)した理由																				
現に指定居宅支援を受けていた者に対する措置(廃止・休止した場合のみ)																				
休止予定期間(休止の場合のみ)		年 月 日から 年 月 日まで																		

注 事業の再開に係る届出をする場合には、当該事業に係る従業員の勤務の体制及び勤務形態を記載した書類を添付すること。

